

入札公告

勝浦中学校複合機賃貸借及び保守契約について、条件付き一般競争入札に付するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和3年3月3日
勝浦町長 野上 武典

1 入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

品 目	数 量	詳 細
コピー・プリンター・スキャナー複合機	1台	別紙仕様書のとおり

(2) 納入場所

名 称	所在地	納入品目等
勝浦中学校	勝浦町大字久国	別紙仕様書のとおり

(3) 納入期限 令和3年3月31日(水)

(4) 設計価格

品 目	設計価格(税抜)
月額料金	金28,100円

(5) 最低制限価格 無

(6) 入札保証金 免除

(7) 契約保証金 必要 ただし、過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を国(公団を含む。)又は地方公共団体に数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行していることが納品書等にて確認できた場合は免除する。

(8) 契約書の作成 必要

2 参加資格

以下の全てを満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から更生手続き開始決定がされていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者であること。
- (4) 勝浦町の令和元・2年度入札参加資格者名簿（物品購入等）に登録されている競争入札参加資格者であり、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- (5) 勝浦町の入札参加資格停止期間中でないこと。
- (6) 勝浦町暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を公告日から開札日までの間、受けていないこと。
- (7) 平成28年度以降に国（公団を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と種類及び規模が同等以上の調達を元請けとして受託し、完了した実績があり、それを証明できること。

3 仕様等について

- (1) 仕様書等の交付はホームページでのダウンロードを原則とする。ただしこの方法によることができない者にのみ次の場所において印刷物を配布するものとする。

住 所 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田2番地1
勝浦町図書館 1階 勝浦町教育員会事務局

電 話 番 号 0885-42-2515

ファクシミリ 0885-42-4900

電 子メール kyouiku@town.katsuura.i-tokushima.jp

- (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。
 - ア 書面（任意様式）を作成し、原則として電子メールにより送付すること
 - イ 提出先は3の（1）で規定する先
 - ウ 受付期間は令和3年3月10日（水）午後3時まで
 - エ 電子メールで送付後、確認の電話をすること
- (3) 質問に対する回答は質問の受付ごとに随時、勝浦町ホームページ入札情報に掲載する。最終回答日は令和3年3月11日（木）とする。

4 入札参加申込書等について

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（別紙様式1）及び2の（7）について証明できるもの（納品書等）を提出期限までに提出場所に提出しなければならない。
 - なお、その際に入札される物品のカタログ等を提出し承認を受けること。
 - また、印鑑は、競争入札参加資格申請の際に提出した使用印鑑届に押印している

印鑑を使用すること。

(2) 入札参加申込書等の提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和3年3月12日(金) 午後5時まで
- イ 提出場所 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田2番地1
勝浦町図書館 1階 勝浦町教育員会事務局
- ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送

5 入札に関すること

(1) 入札日

品 目	日時
コピー・プリンター・スキャナー複合機	令和3年3月15日(月) 午前10時00分

(2) 入札の場所 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地

勝浦町役場 2階 大会議室

(3) 入札方法

次のとおり行う。

- ア 入札書の金額は、すべての経費(賃貸借料金、保守料金)を含めた上で、本町が支払うべき1カ月の月額料金(消費税及び地方消費税抜き)とする。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 紙による入札とする。
- エ 入札書にかかる内訳書を入札書とともに提出すること。なお、入札書の額(消費税及び地方消費税抜き)と内訳書の額が一致すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格を有しない者のした入札
- イ 委任状の提出のない代理人のした入札
- ウ 同一の入札について、2以上の入札書を提出した入札
- エ 入札参加申込書が所定の日時までには到着していない場合における入札
- オ 入札書に金額、氏名、押印その他記載すべき事項のない入札又はこれらが鮮明でない入札
- カ 記名押印のない入札

- キ 連合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- ク 他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ケ 入札書の金額を訂正した入札
- コ 記載事項に誤りがある入札
- サ 競争入札参加資格申請の際に提出した使用印鑑届に押印している印鑑以外を使用した入札
- シ 委任状を提出した場合に、委任状に押印している印鑑以外を使用した入札
- ス 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、予定価格の制限範囲内で、最低の価格の有効入札をした者を落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに該当入札者またはその代理人にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

ただし、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。